

## SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務委託仕様書

### 1 委託業務名

SAGA ローカリストアカデミー企画・運營業務委託

### 2 目的

主に若い世代に地域づくり活動にもっと興味をもってもらい、地域づくりを担ってもらう仕組みを構築し、県内で地域づくりの新たな動きを創出するために、既に地域づくり活動に取り組む人材（ローカリスト）との交流やお試し地域づくり活動を体験してもらう。

当該活動を通して地域づくりの素晴らしさを知っていただくことで、積極的に地域づくり活動に参画する人材を増やしていく。

また、ローカリスト同士の横のつながりをつくるとともに、個々の活動の磨き上げや、県内幅広い地域での地域づくり活動のきっかけを創出する。

### 3 業務内容

#### (1) SAGA ローカリストアカデミー

県内で精力的に地域づくり活動を実践している人材「ローカリスト」と、地域づくり活動に興味・関心をもつ人材「ネクストローカリスト」をつなぎ、若い世代が地域づくり活動に興味を抱き、積極的に活動に参画していただくため、ローカリストの活動を紹介し、地域づくりの考え方などを参加者へ共有できるトークセッション及びワークショップを行うイベントを実施する。

開催時期：令和8年度中に1回開催（9月～10月頃を想定）

開催場所：佐賀県庁地下1階 SAGACHIKA

※SAGACHIKA 利用料は無料、SAGACHIKA 利用予約は県で行う。

開催方式：アカデミー参加者は事前登録方式

参加者：ローカリスト4名　ネクストローカリスト 約40名程度

※募集及び広報に関する業務概要は（4）に記載

#### ○業務委託内容

項目	内容
SAGA ローカリストアカデミー	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業全体を通して各ローカリストと連絡・調整を行うサポーターの配置（アカデミー・お試し地域づくり活動のテーマ決めや事前準備、当日の補助等の支援を必要に応じて行う）</li><li>※アカデミー開催前にローカリスト自身の考えや本事業に対する認識を共有するに足る十分な打合せ等を行うこと</li><li>・アカデミー（トークセッション及びワークショップ）の企画・運営（日程調整、司会・コーディネーター・会場スタッフの手配等も含む）</li><li>・配布資料の作成、印刷</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の手配・設営、機材設置、資料配布等</li> <li>・パソコン、プロジェクター、スクリーン等必要機材の手配</li> <li>・記録の作成(会議終了後、速やかに参加者名簿を県に提出)</li> <li>・その他、事業目的を達成するために効果的な企画内容の提案、実施</li> </ul>
--	--

※ローカリストの選定は県で行う。

※募集の際に参加者希望者から、氏名、性別、年齢、職種、在住地（市町）、連絡先を取得し、会議終了後、参加者名簿を作成して県に報告すること。

## (2) お試し地域づくり活動

アカデミー終了後、ローカリストとネクストローカリストが、ローカリストが企画した試験的な地域づくり活動を共同で実践する。

開催時期：アカデミー終了後から令和8年12月末までを目途に、各ローカリストが最低1回開催

※地域づくりを実践しているローカリストの下でお試し地域づくり活動を実施するため、開催地や開催回数はローカリストごとに異なる。

参加者：各「お試し地域づくり活動」につき、ローカリスト（1名）とネクストローカリスト（5名程度）

※ネクストローカリストの具体的な募集人数はローカリストごとに調整を行う。

## ○業務委託内容

項目	内容
お試し地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ローカリストとのお試し地域づくり活動開催内容に関する打合せ、ネクストローカリストとのマッチングサポート及び実施当日のサポート（事業全体での継続サポート）</li> <li>・お試し地域づくり活動の日程・場所等の把握 ※開催場所、内容は県と調整の上、必要に応じて共有すること</li> <li>・ネクストローカリストとの連絡・調整</li> <li>・活動時の取材（写真等の撮影）</li> </ul>

※活動時は、(4)での広報業務を念頭に、全てのローカリストを取材すること。

※新たな動きにつなげる観点から、お試し地域づくり活動はネクストローカリストを中心に取材すること。

※取材における記録は、(4)での広報業務における利用を前提に適切な形式で保管するとともに、SNS等で拡散しやすいデータ形式でも保管することとする。

## (3) ローカリスト交流会

歴代ローカリスト及びネクストローカリストを招き、新たな人脈づくりや個々の活動の磨き上げ、県内幅広い地域での地域づくり活動のきっかけ創出を目的とした交流会を開催する。

また、交流会へ参加しているネクストローカリストに、今後のSAGAローカリストアカデミー事業の取組への参加を促す。

開催時期：令和8年度中に2回開催（アカデミー後に1回、お試し地域づくり活動後に1回の想定）

開催場所：佐賀県庁 新館 地下1階 SAGACHIKA

※SAGACHIKA 利用料は無料、SAGACHIKA 利用予約は県で行う

開催方式：立食形式の自由歓談をベースに、必要に応じて事業の紹介等を行う

参加者：歴代ローカリスト、ネクストローカリスト50名程度

(1開催あたり)

#### ○業務委託内容

項目	内容
ローカリスト 交流会	<ul style="list-style-type: none"><li>・交流会の企画・運営（日程調整、会場説明・撤去、会場スタッフの手配、必要機材の手配、飲食手配等も含む）</li><li>※立食形式の自由歓談を基本とするが、事業効果が高まる他の形式による提案を妨げるものではない。</li><li>・ローカリスト、ネクストローカリスト参加募集に係る参加調整・受付・連絡</li><li>・記録の作成 (交流会開催前に参加予定者、開催後に参加者実績を速やかに県へ提出)</li><li>・その他、事業目的を達成するために効果的な企画内容の提案、実施</li></ul>

※ローカリスト同士のつながり創出やネクストローカリストがやりたいことを見つけるきっかけの場とするために、参加者が「行ってみたい」と感じる、また参加者同士の会話につながるような交流会の内容(交流会の進め方、飲食物の内容など)を提案すること。

(詳細について提案頂いた内容をベースに県と協議の上決定する)

※参加ローカリスト・ネクストローカリストの調整は県と協議の上実施する。

#### (4) 募集及び広報

地域づくりに興味・関心をもつ若い人材（学生や地域住民）を中心に、事業の趣旨を広く周知する。また、活動の経過を広報し、事業の周知を図る。

募集方法：アカデミー、お試し地域づくり活動及び交流会それぞれで募集を想定

※お試し地域づくり活動及び交流会はアカデミーへの参加を条件とはしないことを想定。

募集対象：地域づくり活動に関心のある佐賀在住を中心とした主に若い世代

※地域づくり活動に興味を持っている高校生や大学生、社会人の若い世代に効果的な募集方法を提案すること。

#### ○業務委託内容

項目	内容
広報	<ul style="list-style-type: none"><li>・アカデミー参加者募集チラシの作成及び配布</li><li>・アカデミー、お試し地域づくり活動及び交流会の参加者募集にかかる業務</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の事後広報</li> <li>・その他、募集及び広報の企画、運営</li> </ul>
--	---

※チラシは、両面 A4 サイズで 1,000 枚作成し、アカデミー後の取組の予定（お試し地域づくり活動、交流会）が分かる内容にすること。

※インターネット等の利用も含めて、主に若い世代に対して周知ができるような広報を検討し実施すること。

なお、委託事業者が業務を行うにあたり WEB ページを新たに作成又は更新する場合には以下の点に注意すること。

- ・佐賀県情報セキュリティポリシーを遵守すること
- ・JIS X 8341-3：2016 AA 以上に準拠すること
- ・IPA「安全なウェブサイトの作り方」に準拠すること

#### (5) その他

その他、事業の円滑な運営に関する業務。

#### ○業務委託内容

項目	内容
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAGA ローカリストアカデミー、お試し地域づくり活動及びローカリスト交流会参加者へのアンケート実施・回収・集計</li> <li>・業務実績報告</li> <li>・その他、事業の円滑な運営に関する業務</li> </ul>

※参加者の感想や意見をより効果的に調査できる内容を具体的に提案すること。

#### 4 業務委託期間

契約締結の日～令和9年3月19日まで

#### 5 委託金額

8,140,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

#### 6 留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。
- (3) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第 20 条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限り）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (4) 本事業において、第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

- (5) 受託業務の完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。
- (6) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、さが創生推進課と協議の上、決定する。